新型コロナウイルス感染症　出席停止早見表（秋田県で指示している療養期間を元に作成）

症状のある場合：症状が出た日を０日目として、７日間（又は 10 日間）の出席停止

０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目	10 日目	11 日目
10/1（例）	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12
発症日	出席停止期間（7 日間）							登校可			
								延長可能期間（3 日間）			登校可

欠席または早退していた場合は公欠となります。

体調不良時は学校へ連絡を入れ、出席停止期間を延長する

11 日目以降も体調が戻らず欠席をする場合は公欠となる

症状のない場合：検査を受けた日を０日目として、７日間の出席停止

０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目	10 日目	11 日目
10/1（例）	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11	10/12
検査を受けた日	出席停止期間（7 日間）							登校可			